

京都農福・共生戦略会議 設置要領

(目的)

第1条 京都農福・共生戦略会議（以下「会議」という。）は、農福連携を軸に、障害者の就労促進や居場所を創設すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」を育む京都式地域共生社会づくりを推進する機関として設置する。

(委員)

第2条 会議の委員は有識者及び関係機関等で構成するものとし、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。（ただし、再任は妨げない。）
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、会議の議事を運営する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員の定数は、15名以内とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、座長が必要に応じ、これを招集する。

(委員の役割)

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 農福連携に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 京都式農福連携補助金に係る事項

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長は、会議において委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議の事務局は、きょうと農福連携センターに置き、会議の事務は、事務局が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。